講演録

フリーランスによるネットビジネスをめぐる所得課税上の留意点

明治大学専門職大学院法務研究科（法科大学院）専任教授
岩　﨑　政　明

◆SUMMARY◆

本稿は、令和７年 11 月に配信された「税務大学校公開講座」（WEB 配信）における岩﨑政明教授（明治大学専門職大学院法務研究科（法科大学院））の講演内容である。

平成 28（2016）年に当時の安倍内閣総理大臣の諮問機関として働き方改革実現会議が設けられ、一億総活躍社会の実現に向けて、令和３（2021）年 11 月までの間に、日本では働き方の抜本的改革が実施され、残業時間の上限が規制されることになった。また、フレックスタイム制度の導入とともに、高度な専門的知識を有する従業員には、高度プロフェッショナル制度が新設され、勤務先から時間や場所を拘束されることなく、自律的で創造的な勤務を選択できるようになった。

正規雇用者と非正規雇用者との間でも均等に待遇を受けられる規制が加わり、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保が図られ、この働き方改革のその後の展開の中で、専門的知識を有する従業員を育成するためのリスキリング（reskilling）・転職支援制度の導入、正規・非正規雇用の均等待遇を拡充するフリーランス・事業者間取引の適正化を図る法規制が導入されることとなった。

こうした一連の働き方改革の流れは、一箇所の勤務先に縛られない雇用関係を生み出し、働き方の柔軟性と収入の多様性を高める一方、給与所得と事業所得の両方を兼ねる（いわゆるグレーゾーン）者を生み出し、租税法の観点からは、両所得の境を曖昧にしたといわれる。

本講演では、経済社会において、現在最も必要性が高いデジタル技術の能力を有する従業員が、副業、兼業として独自のネットビジネスを立ち上げ、収入を得る場合に起こり得る課税上の問題を取り上げ、検討する。

（令和８年２月６日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目　　次

Ⅰ　はじめに……3
Ⅱ　フリーランス・事業者間取引適正化等法の成立と意義……4
Ⅲ　フリーランスによるネットビジネスの所得分類……7
Ⅳ　ネットビジネス特有の問題と課税上のリスク……11
Ⅴ　おわりに……16

Ⅰ　はじめに

今からおよそ 10 年前の平成 28（2016）年９月 26 日、第３次安倍第２次改造内閣の下、内閣総理大臣の私的諮問機関として「働き方改革実現会議」が設けられ、一億総活躍社会の実現に向けて、令和３（2021）年 11 月までの間、我が国の働き方の抜本的改革が行われた(1)。その目的は、働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、労働時間法制を見直し、多様で柔軟な働き方を実現するとともに、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等を推進するための措置を講ずることにあった。そして、労働基準法を中心とした働き方改革関連法が国会において可決成立し、それ以外にも様々な措置が政府与党において検討されてきた。

この働き方改革により、残業時間の上限が規制され、フレックスタイム制が導入されるとともに、高度の専門的知識を有する従業員には高度プロフェッショナル制度が新設されて、勤務先から時間的場所的に拘束されることなく、自律的で創造的な勤務の仕方を選択することができるようになった。また、正規雇用者と非正規雇用者との間でも均等待遇を受けられるようにする規制が加わり、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保が図られたわけである。

この働き方改革のその後の展開が、本稿で取り上げる、高度の専門的知識等を有する従業員を養成するためのリスキリング・転職支援制度の導入であり、また、正規・非正規雇用の均等待遇を拡充するフリーランス・事業者間取引の適正化を図る法規制の導入である。

こうした一連の働き方改革の流れは、一箇所の勤務先に縛られない雇用関係を生み出し、働き方の柔軟性と収入の多様性を高めたため、租税法の観点からは、給与所得者と事業所得者との境を曖昧にしたということもできる。その結果、新しい課税問題が生じつつある。

本稿では、経済社会において現在最も必要性が高いデジタル技術の能力を有する従業員が副業・兼業として独自のネットビジネスを立ち上げ、収入を得ている場合に、そこで起こりうる課税問題を取り上げ、検討することにしたい（なお、以下においては、関係する法令等の略語として、所得税法を「所税」、所得税法施行令を「所税令」、所得税法施行規則を「所税規」、租税特別措置法を「租特」、そして、所得税基本通達を「所基通」と表記する。）。

(1) 内閣府ホームページに働き方改革の概要が示されている。
https://wwwa.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/k_45/pdf/s4.pdf（2025/9/4 確認）

Ⅱ　フリーランス・事業者間取引適正化等法の成立と意義

１　フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容と目的

令和６（2024）年 11 月１日、『特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律』（令和５年法律第 25 号）が施行された。

この法律の趣旨は、働き方の多様化が進み、個人が事業者として受託した業務を安定的に従事することができる環境を整備するため、①特定受託事業者に係る取引の適正化と②特定受託業務従事者の就業環境の整備を図ることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者）について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付けるものである。

「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないもの（同法２条１項）、すなわち、いわゆるフリーランスの個人のことをいう。また、「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者のことを指すときに用いる（同法２条２項）。

なぜこのような法律が設けられる必要があったのかというと、「個人」として業務委託を受けるフリーランスと「組織」たる特定業務委託事業者とでは、交渉力や情報収集力に格差が生じやすい。フリーランスは個人であるため事業規模が小さく、特定の業務委託事業者に依存することになりやすいため、結果的に、業務委託事業者が報酬額等の取引条件を主導的立場で決定しやすく、また報酬の支払いを引き延ばすことも多かった。そこで、業務委託事業者とフリーランスとの間の業務委託に係る取引全般に妥当する、業種横断的な最低限の規律が設けられたわけである。

本法立法までの経緯として、フリーランス・事業者間の取引を適正化するための施策は、当初、令和２（2020）年７月及び令和３（2021）年６月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において取り上げられ、より具体的には政府が同年 11 月に公表した「緊急提言～未来を切り拓く『新しい資本主義』とその起動に向けて～」において、フリーランス保護のための方向性が示され、翌令和４（2022）年６月に閣議決定した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、法案を早期に国会に提出する旨が明らかにされた。この施策に加えて、政府は、同年 10 月 28 日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、「新しい資本主義の加速」を重要課題の一つとして打ち出し、フリーランスとして業務を行う人を育て、増やすための方策として、「働く人が自らの意思でリスキリングに取り組み、キャリアを形成していくことを支援する企業への助成率引上げなど、労働者のリスキリングへの支援を強化する」(2) と表明した。政府がこのような方針を打ち出したのは、従業員がフリーランスとなって新しく業務を行うためには、その元となる高度な技能を身につける必要があると考えられたからである。

２　リスキリング・転職支援政策との関係

ところで、政府がフリーランスとして働くことの権利を保護し、かつそれを支援していこうとしている意図はどこにあるのであろうか。前述した令和４（2022）年 10 月 28 日付閣議決定

(2) https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/　2022-2/20221028_taisaku.pdf（2025/9/4 確認）の 22～23 頁を参照。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」においては、「新しい資本主義の加速」が重要課題の一つとして打ち出された。そして、この「新しい資本主義」の第１の柱が「人への投資」であり、長年にわたり大きな賃上げが実現しないという我が国の構造的な課題に正面から、人への投資を抜本強化すべきことを表明した。

そのための具体的政策として、「『企業間・産業間の労働移動の円滑化』に重点を置いて、訓練後に非正規雇用を正規雇用に転換する企業や、賃上げを伴う転職・労働移動の実現に向け、より高い賃金で新たに人を雇い入れる企業への支援の拡充を行う。また、在職者のキャリアアップのための転職支援として、民間専門家に相談して、リスキリング・転職までを一気通貫で支援する制度を新設する。さらに、地域金融機関等による地域企業への人材マッチング等に取り組むほか、副業を受け入れる企業への支援を新設する。／あわせて、働く人が自らの意思でリスキリングに取り組み、キャリアを形成していくことを支援する企業への助成率引き上げなど、労働者のリスキリングへの支援を強化する」[3]としたのである。

政府は、過去 10 年の間、従業員の賃金を上げ、豊かさを実感してもらえるようにする施策をいろいろと行ってきた。企業が賃金を上げた場合に法人税を減税するための施策等がその一例である。

しかしながら、賃金が上がっても、物価上昇がそれを上回れば豊かさは感じられない。また、企業も国際競争が激しく、かつ世界を席巻するほどの新商品を開発して業績を飛躍的に上げることも容易ではないことから、賃上げにも限界がある。他方で、企業においても過去のように終身雇用を保障することは難しく、かつ大企業といえども永続することができるかどうかも分からなくなってきている。それゆえに、従業員においても自発的又は他動的に転職ができるだけの能力を身につけておく必要がある。

そうすると、従業員が豊かさを実感するためには、従業員が雇用されているときにも副業をしやすくして、給与収入のほかに副収入も得られるようになった方がよいし、可能であれば独立起業をすることもできるようになっておいてもらった方がよい。そういった背景が、リスキリングによるキャリア形成や副業解禁、フリーランスでの独立起業の支援政策にはあるのではないかと思われるのである。

ところで、リスキリング（reskilling）とは、狭い意味では、副業や転職のように、新しい仕事・職務に移行するために必要な技能（スキル）を習得する行為のことをいい、政府の「新しい資本主義」においても、そのような意味で用いられている。しかし、一般的には、より広く、職業能力の再開発、再教育の意味で使われることもある。

これと似た意味合いのことばとして、リカレント（recurrent）教育がある。リカレントとは、狭い意味では、学習と就業とを周期的に循環することなので、新しい職業能力を取得するため

[3] https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/　2022-2/20221028_taisaku.pdf（2025/9/4 確認）の 22～23 頁を参照。

なお、令和５（2023）年９月 25 日には、岸田内閣総理大臣が 10 月中旬に発表予定の令和５年版の総合経済対策の概要として、①物価高から国民生活を守る、②持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を支える、③成長力につながる国内投資促進を図る、④人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を進める、⑤国土強靭化など国民の安心・安全を図るという５つの柱を示したが、「人への投資」は上記の第２の柱に含まれて継続される見込である。総理の会見については、次の URL を参照。
https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2023/0925kaiken.html（2025/9/4 確認）

に、いったん職場を離れて学習をし、また復職するということを指す。しかし、最近では、この用語も広い意味の職業能力の再開発、再教育の意味で使われることがあるため、リスキリングとリカレント教育とはあまり厳密には区別できないことが多い。本稿でも、この二つの用語の意味を広い意味で捉えることにする。

現状では、リスキリングないしリカレント教育において、政府や経済界が促進したい職業能力は、デジタルスキルである。それは、国・公共団体であると民間であるとを問わず、また業界業種のいかんを問わず、企業の将来的な生き残りや新しい発展をするためには、デジタル・トランスフォーメーション(Digital Transformation：DX)の推進が不可欠であると考えられているからである。デジタル・トランスフォーメーションとは、AI、IoT、ビッグデータ等の新しいデジタル技術を社会に浸透させ、既存の価値観や枠組みを破る革新的なイノベーションをもたらすことをいう。

そのために企業内において必要なデジタル人材としては、社内業務の効率化、高度化をコーディネートし、企画し、実施するビジネス・アーキテクト、企業のホームページ等の企画・作成、動画撮影・編集等の広告宣伝プロデューサー、そうしたイノベーションのデジタル・デザイナー、イノベーションの基礎となる分析を行うデータ・サイエンティスト、イノベーションのデジタル設計図を書くソフトウェア・エンジニア、業務を動かしているソフトウェアを保安するためのサイバーセキュリティー・エンジニアなどがある。

こうしたデジタル技術を習得した人のスキルは、一箇所の勤務先においてだけ有効なわけではなく、様々な業種に対応し、かつ他の企業からも必要とされる汎用性のあるものである。それゆえ、ある企業において、デジタル技術を習得した人は、そのデジタル技術を用いて、副業をし、やがて独立起業をすることができるようにならないと、デジタル技術を社会全体で共有し、社会を革新するためのデジタル・トランスフォーメーションは実現しない。他方で、デジタル技術を習得した人が、一箇所の勤務先の給与だけしか得られないのであれば、技術習得のための努力に報い、生活を支える富の増進を図ることにもつながらない。そこで、政府としても、副業や転職、独立起業を一貫して支援する政策をとろうとしているのである。

こうした社会の動きは、企業が必要とする人材は、その企業が資金を使って社内で育成し、その育成した人材は当該企業の利益を増やすために使われるべきだという既存の価値観や枠組みには適合しない。そうした既成概念を打ち破る新しい方向に展開しようとするのが、イノベーションでありトランスフォーメーションなのである。

そこで、従業員が勤務先から経済的・就労的な支援を受けて、新しいデジタル技術を習得し、在勤中にフリーランスとして副業をしたり、その後に独立起業をしたうえで、元の勤務先や新規の顧客から注文を受けて、新しい収入を得た場合、その人には、どのような所得税が課税されることになるかが関心事となっている。なお、在勤中に勤務先から受けたリスキリング支援のうち、一時金の給付については、基本的には、フリンジベネフィットとして勤務先が給与所得として所得税の源泉徴収をする必要があるが、所基通 36－29 の２により、「使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人に当該役員又は使用人としての職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り、課税をしなくて差し支えない」(下線：岩﨑) とされているので、非課税とされる余地がある（ただし、下線部の要件から、専ら副業のために支出した一時金や

収受した一時金の全額が非課税とされるかどうかはわからない。）[4]。他方、これらの一時金の給付について、給与所得控除額の２分の１を超えるなど多額になる場合には、フリンジベネフィットとして給与所得の源泉徴収を受けた場合であっても、その一時金について「職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修（人の資格を取得するためのものを除く。）であることにつき、財務省令で定めるところにより、給与等の支払者により証明がされたもののための支出等」（所税 57 条の２第２項４号」及び「人の資格を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして、財務省令で定めるところにより、給与等の支払者により証明がなされた者等」（同項５号）と認定されれば、当該従業員がその支払を受けた年分の所得税について特定支出控除の適用を受ける旨の記載等の一定の要件を充たした確定申告をすることにより還付を受けることも可能である（同条３項・４項）。

Ⅲ　フリーランスによるネットビジネスの所得分類

１　フリーランスによるネットビジネスの多様化と有用性

フリーランスとは、前述したように、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しない個人をいう。個人であるから、資金規模や事業規模は小さく、事務所や大規模設備を持つのは難しい。

それゆえ、フリーランスが副業として最も始めやすいのが、インターネットを通じてサービス・商品等を提供して利益を獲得するネットビジネスということになる。ネットビジネスであれば、勤務時間後や隙間時間に自分の都合やその時々の状況に合わせて、自宅又はテレワーク・ブース、コーワーキング・スペース、レンタルオフィス等においてできるので、例えばウーバーやタイミーなどと契約して、時間的場所的に拘束されるよりも、もっと取り組みやすいというメリットがある。

反面、フリーランスによるネットビジネスは、請負契約又は準委任契約による成果報酬であることが多いので、収入が安定しないというディメリットがある。それゆえ、ネットビジネスは、まずは副業として始めるのに適しており、自身のスキルが認められて、業績及び収入が安定したときに、それを本業とするという判断が合理的といえるであろう。

雇用期間中に勤務先のリスキリングないしリカレントの制度を利用して習得したデジタル技術を応用して始めることができるネットビジネスには、一例として、次のような職種があろう。

- **Web デザイン**：企業等のホームページやランディングページ（Web 広告、X・Instagram・YouTube などの SNS を経由して訪問者が最初にアクセスないし着地(landing)する企業のトップページのこと）のデザイン。多くの人が閲覧したり、そのページを見て商品等を注文してくれることが実績となる。
- **Web ライティング**：企業等のホームページ、ブログ、SNS 等に掲載する記事を作成すること。多くの閲覧者が望む内容、必要とする内容を記事にし、当該企業の商品等を注文して

[4] 所基通 36－29 の２の解説によれば、「福利厚生の一環として使用者が使用人の自己啓発のために通信教育メニューを提示し、使用人が受講した通信教育費用を負担する例も見受けられるが、このような給付は職務に直接必要なものでなければ本項の適用はなく、給与として課税されることとなる」（今井慶一郎ほか共編『令和６年度版　所得税基本通達逐条解説』（大蔵財務協会、2024 年）367 頁）と記述されている。

くれることが実績となる。

- **SNS の運用又は代行業務**：企業の各種 SNS を運用して企業を広告宣伝する業務。登録アカウント数や閲覧数が増えることが実績となる。
- **動画編集・写真やイラストの販売**：Instagram や YouTube に各種動画をアップロードし、広告収入を得たり、動画・写真・イラストを使用許諾したり、販売することにより収入を得る。
- **アフィリエイトブログの運営**：ある商品を実際に利用したり、ホテル・旅館等に宿泊して、そのよいところを宣伝するブログや番組を作成し、閲覧者数に応じて広告収入を得たり、当該宣伝の報酬を得たりすること。
- **コンテンツの受注制作販売**：デザイナーや設計士のような企業内クリエーターであれば、自己の勤務する企業と競業しない商品について、他の企業からの注文に応じて、パッケージデザインや製品設計図等を販売することも可能であろう（ただし、この業務については、競業禁止に触れるおそれがあるので、勤務先の就業規則や守秘義務等を遵守する必要がある。）。

デジタル技術を身につければ、様々なネットビジネスを個人で立ち上げる可能性が開かれるといえよう。

２　副業と本業との区別と所得の区分

以上においては、特に定義をせずに副業という言葉を使用してきたが、副業とはどのような仕事の態様をいうのであろうか。副業に対応する言葉は、本業ないし専業であろう。他方、副業と似た言葉として、兼業や複業という言葉もある。これらの違いについて定義した法律の規定はない。では一般的には、どのように考えられているのであろうか。

まず、副業の意義であるが、一般的には、生計を維持するための主な仕事（本業）を持つ人が、それ以外の仕事で収入を得ることを「副業」ということが多いであろう。たとえば、総務省による「令和４年就業構造基本調査　用語の解説」では、「２つ以上の仕事をしている場合は、就業時間の長い方、又は収入の多い方」を主な仕事（本業）といい、これに対して、「主な仕事以外に就いている仕事」を副業としている(5)。また、中小企業庁における「兼業・副業を通じた創業・新事業創出に関する調査事業　研究会提言」の説明では、「一般的に、収入を得るために携わる本業以外の仕事」を「兼業・副業」と表現している(6)。これらのことから、副業と兼業とは同じ意味に用いられているといえよう。

これらに対して、複業とは、２つ以上の仕事に就いていることをいう（パラレルワーカーとも呼ばれる）。前述した総務省による用語の解説によれば、これら２つ以上の仕事のうち、就業時間の長い方又は収入の多い方を主な仕事（本業）というが、「これらによっても決められない場合は、回答者が主と考えている仕事」を主な仕事（本業）とすると述べられているので、その意味では、２つ以上の仕事をしていると、その主従は曖昧であり、副業と本業との違いは主観

(5) https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/pdf　/yougo.pdf（2025/9/4 確認）　就業構造基本調査は５年ごとに実施されているので、この令和４年調査が最新のものである。

(6) https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyu　kai/hukugyo/2017/170330hukugyoteigen.pdf（2025/9/4 確認）。

的な区別にすぎないということもできよう。

しかしながら、このような仕事の態様の違いは、所得税法上の所得区分に影響する。例えば、どこかの会社に正規雇用されている給与所得者が、勤務時間外に別の仕事をすれば、それは副業（ないしは兼業）であって、その所得区分は、雑所得と解されよう。副業の収入の方が給与収入よりも多かったとしても、これらの仕事の主従は曖昧なものであるから、正規雇用している会社の方が社会保険に加入し、源泉徴収において基礎控除等の人的控除を行っていたりすると、給与所得が主で、副業収入は雑所得（つまり事業所得とはならない）と判断されることが多いであろう。

これに対して、複業の方は複数の仕事をすることが全体として本業なのであるから、複数の仕事から得られる収入は、いずれも事業所得の総収入金額に算入され、一つの事業所得として計算されることが多いであろう。

それでは、事業所得と雑所得とでは、所得税法上の取扱いはどれほど変わるであろうか。

事業所得とは、判例によれば、「自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」というと定義されている(7)。しかし、「事業と非事業との区別の基準は必ずしも明確ではなく、ある経済活動が事業に該当するかどうかは、活動の規模と態様、相手方の範囲等、種々のファクターを参考として判断すべきであり、最終的には社会通念に従って決定するほかはない」(8) といわれている。

事業と非事業との区別が個別的に社会通念に従って判定されるとしても、営利を目的とする継続的行為から生じた所得が事業としての規模と態様等に該当しないと判定された場合には、当該所得は雑所得に区分されることになる(9)。

そして、事業所得と雑所得との所得税法上の取扱いの違いは、事業所得について適用される次の措置がいずれも雑所得には適用されないことにある。

事業所得については、青色申告を選択することが可能であり（所税 143 条）、かつ損失について他の所得との間で損益通算が認められる（所税 69 条１項）。さらに、青色申告の承認を受けた場合には、純損失については繰越控除（所税 70 条１項）、繰戻還付の適用（所税 140 条１項）、貸倒引当金について、12 月末時点の売掛金、事業上の貸付金などの債権残高に対して、5.5%（金融業の場合には 3.3%）の額を必要経費に計上することができる（所税 52 条、所税令 144･145 条）、また青色事業専従者給与の必要経費算入が認められ（所税 57 条）、中小事業者に該当するときには 30 万円未満の少額減価償却資産の特例（租特 28 条の２）等を適用することもできる。これら以外にも、資産損失の必要経費算入に係る取扱い（所税 51 条）も事業所得と雑所得とでは異なるが、この点については、Ⅳにおいて取り上げることにする。

これらの規定において雑所得が含まれていないのは、これらの措置を適用するためには、その前提として、帳簿書類の備付け、記録又は保存が財務省令で定めるところに従って行われていることが必要となるからである。他方で、いわゆる業務に係る雑所得については、令和２

(7) 最判昭和 56･4･24 民集 35 巻３号 672 頁。

(8) 金子宏『租税法（第 24 版）』（弘文堂、2021 年）243 頁。

(9) 租税実務上の判定の考え方については、所得税基本通達 35－２を参照。その解説として、今井ほか共編・前掲注(4)294～296 頁参照。

（2020）年度の所得税法改正により、「当該雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が 300 万円を超えるものは、財務省令で定めるところにより、これらの雑所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を記載した書類として財務省令で定める書類を保存しなければならない」（所税 232 条２項）とされたこととの関係で、このような記帳・帳簿書類の備付け及び保存が成されていれば事業所得と認められることがありうるので留意する必要がある。業務に係る雑所得について「財務省令で定める書類」の記録すべき方法は、いわゆる簡易な方法でよく（所税令 102 条２項）、備え付けるべき書類は①その年の決算に関して作成した棚卸表その他の書類と②その年において法 232 条第１項に規定する業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類（自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものは、当該写しを含む。）とされている（所税令 103 条３項）。

３　青色申告といわゆる白色申告との差異

前述したように、事業所得者は青色申告を選択すると所得計算上の各種優遇措置を受けることができるのであるが、その選択の前提として、まず所轄税務署長から青色申告の承認を受けなければならない（所税 143 条）。青色申告の承認を受けるためには、原則として、青色申告をしようとする年の３月 15 日までに「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（所税 144 条）。所轄税務署長は、青色申告承認申請書の提出を受けたときには、次の事由があるときに限り申請を却下することができ、そうでないときには青色申告の承認をしなければならず、また暦年の末日までに承認又は却下の処分をしなければ、その時期において承認があったものとみなされることになっている（所税 147 条）。

却下事由は、①当該納税義務者の帳簿書類の備付け、記録又は保存が財務省令で定めるところによって行われていないこと、②その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載・記録していることその他不実の記載・記録があると認められる相当の理由があること、③青色申告の承認の取消し又は青色申告の取りやめがあってから１年以内に申請書が提出されたこととされている（所税 145 条）。

ここにいう財務省令で定める帳簿書類とは、原則的には、貸借対照表と損益計算書による正規の簿記の原則に則ったものをいうが、例外として、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳等の帳簿による簡易な記帳も認められている（所税規 56 条）。

なお、これらの帳簿及び書類は、原則として７年間保存することとされているが、例外として、請求書、見積書、納品書、送り状等は５年間の保存でよいとされている（所税規 63 条）。

以上に対して、青色申告以外の通常の申告のことを白色申告と呼ぶ。この名称は法令用語ではなく慣用語である。白色申告には青色申告にだけ認められる各種優遇措置の適用はない。

雑所得については、青色申告に係る諸規定は適用されないので、白色申告となる。ただし、前述したように、雑所得であっても、前々年の収入金額が 300 万円超の場合には、記帳義務及び帳簿書類の保存義務が規定されたので、当該経済活動の規模及び態様に応じて、事業所得と判断される場合があるのに対して、前々年の収入金額が 300 万円以下の雑所得については、記帳・帳簿書類の保存がない場合には、おおむね業務に係る雑所得と判断される旨の実務取扱い

が定められているので留意する必要がある（所基通 35－２）(10)。

４　業務開始準備期間中の支出の必要経費控除可能性

副業・兼業であれ、複業・本業であれ、ネットビジネスを始めるためには、様々な設備を購入し、より専門的知識を得るために専門学校等に入学して勉強をすることがある。業務を行うことを予定して、業務を開始する前に費やした様々な支出を、その後に開始した業務に係る所得（雑所得又は事業所得）の金額の計算に当たり、控除することができるかどうかが問題となる。

この点については、私は令和５（2023）年 11 月に配信された税務大学校公開講座においてすでに検討したことがあるので、詳しくは、その講演録を参照されたい(11)。

その結論だけを述べると、副業・兼業による雑所得であれ、複業・本業による事業所得であれ、業務を始めるまでに専門学校等に支払った学費や高性能パソコンや通信設備等の支出は、それぞれの所得の計算に当たり、学費については開発費に係る繰延資産として、設備費については減価償却費として会計処理をする余地があろう。

Ⅳ　ネットビジネス特有の問題と課税上のリスク

１　取引当事者の匿名性から生ずる問題

次のようなネットビジネスの事例を用いて、ネットビジネス特有のトラブルとその場合の課税上のリスクについて検討してみよう。

たとえば、ある従業員 A（給与所得者）が雇用期間中に勤務先のリスキリングないしリカレントの制度を利用して習得したデジタル技術を応用して、副業として Web デザイン、動画編集、イラストのネット販売を行ったとする。A は、特に自身の飼い猫「シロ麻呂とクロ助」をモデルにして、LINE スタンプやネコのお散歩アプリを作成して、その一部を YouTube や Instagram にアップしていたところ、かわいいと評判になり多くの登録者数を得た。こうした LINE スタンプやアプリのダウンロード販売及び YouTube の広告料収入等は総額にして 200 万円になったので、雑所得として所得税の申告納税をしているとする。

そうしたところ、B 社という会社から「シロ麻呂とクロ助」のオリジナルグッズを販売したいという申し込みがネットを介してあったので、A は、シロ麻呂とクロ助のイラストの使用許諾をすることにして、使用料年額 300 万円（年末振込支払）とする契約をネット上で行った。A は、B 社がシロ麻呂とクロ助の絵の入ったマグカップ、T シャツ等の衣類、ぬいぐるみ、文房具等を販売していたことをネットを介して知っており、相当儲かっているようだと思っていた。

ところが、イラスト使用料の支払日に B 社からの銀行振込がなかったので、A は B 社にメールを送って督促したが、何らの返信もなかった。A は、B 社のサイトを検索したがすでに閉鎖されていたので、YouTube の親会社である米国 Google LLC,D/B/A YouTube に B 社の所在を確かめるメールを送ってみたが、同社からは利用者情報は開示できないとの返信があっただけ

(10) 今井ほか共編・前掲注(4)295～296 頁参照。

(11) 岩﨑政明「リスキリング、副業、起業の際の所得課税上の留意点」税大ジャーナル 36 号（2024 年６月）１頁以下を参照。

であった。A は、B 社が当初 Google のメールアドレスを使用していたので、ネット運営会社である Google Japan（Google 合同会社）に B 社の所在について問合せメールをしてみたが、同社からは、B 社はすでに解約しており、現在のことは不明との回答があっただけであった。

A は、当該年分の雑所得の金額の計算に当たり、B 社から支払を受けることができなかった使用料債権（売掛債権）300 万円を貸倒損失として、雑所得に係る他の収入 200 万円からの必要経費に含めて控除することができるであろうか。また、控除しきれない 100 万円について、損益通算により給与所得の金額から控除するか又は翌年分の雑所得の金額の計算に当たり繰越控除をすることができるであろうか。これらの問題について、以下検討してみよう(12)。

２　業務に係る売掛債権の未回収と資産損失（事業所得と雑所得との違い）

この事例においては、雑所得に係る業務上の売掛債権が未回収の状況にある。それが貸倒れと認められるためには、原則的には、客観的に全額回収不能と認められる必要があると解されている。回収不能といえるかどうかの判断については、所税 51 条２項の事業所得を生ずべき事業に係る売掛債権の貸倒れに係る解釈が参考になる。

所税 51 条２項は、「事業所得……を生ずべき事業について、その事業の遂行上生じた売掛金……その他これらに準ずる債権の貸倒れその他政令で定める事由により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額……の計算上、必要経費に算入する」と規定する。これにより、同項の適用対象となる債権は、事業の遂行上生じた債権に限定されること、また適用対象となる事由は、貸倒れ及び所税令 141 条所定の事由（すなわち、商品の返戻又は値引き（１号）、保証債務の履行に伴う求償権の全部又は一部の履行不能（２号）及び当該所得の金額の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた行為の無効又は取消（３号）による損失）であることが読み取れる。

これらの適用対象事由のうち、「貸倒れ」と認められるための要件は法令に規定されているわけではない。しかしながら、判例はこれを極めて厳格に解釈している(13)。

３　貸倒れの判定基準（判例）

最判平成 16（2004）年 12 月 24 日（いわゆる興銀事件判決：民集 58 巻９号 2637 頁）によれば、①金銭債権の全額が回収不能であること及び②回収不能が客観的に明らかであることが必要とされている。そして、回収不能が客観的に明らかであるかどうかの考慮要因については、Ⓐ債務者側の事情として、債務者の資産状況、支払能力等と、Ⓑ債権者側の事情として、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等とを社会通念にしたがって総合的に判断すべきであるとされている(14)。

(12) 同様の検討について、岩﨑政明「資産損失の必要経費算入について」税務事例研究 206 号（2025 年）25～42 頁、特に 37～41 頁を参照。

(13) 佐藤英明『スタンダード所得税法第４版』（弘文堂･2024 年）236～238 頁参照。

(14) 回収不能の貸金等の貸倒れについては、所基通 51－12 も参照。同通達の解説書によると、「債務者の資産状況、支払能力等からみて金銭債権の全額が回収できないことが明らかになった」かどうかの事実

このように貸倒れの判定基準が判例上極めて厳格に判定される理由は、代金支払請求権等の金銭債権が存続するにもかかわらず、当該請求金額を損失とする、すなわち債権の価値をゼロと評価するのは不合理だということにある。それゆえ、債権の価値の喪失が不可逆的であり、かつそれが客観的（債権者が主観的恣意的に債権放棄したものでないこと）でなければならないというわけである。

上記の考慮要因のうち、債務者側の事情である弁済可能性の有無の判定について参考になるのが、所税９条１項 10 号所定の「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における」譲渡所得の非課税の判定に係る債務者の資力喪失判定要件である(15)。

これについては、所基通 9－12 の２は、「債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合」をいうとしている(16)。また、これと同様の判定基準を採用する裁決や裁判例（東京高判平 23（2011）・２・23 訟月 58 巻１号 193 頁）もある(17)。

次に、仮に貸倒れに該当するとした場合においても、貸倒損失の必要経費算入に係る所税 51 条２項の適用対象には雑所得が含まれていないが（事業所得は含まれている）、他方、所税 51 条４項の適用対象は、雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産……の損失の金額とされているので、ここにいう雑所得の基因となる資産の損失に売掛債権の未回収が該当するかどうかが問題となる。というのは、売掛債権は企業会計原則により貸借対照表の流動資産に区分されているので、会計上は資産とみなされるから、所税 51 条４項所定の「所得の基因となる資産」に含まれるのではないかとも考えられるからである。

しかしながら、国税庁の公定解釈によれば、事業に至らない規模の雑所得（事業規模であれば所税 51 条２項の適用対象となる。）に係る売掛債権等が回収不能となった場合には、資産損失として所税 51 条４項の適用対象となるのではなく、所税 64 条１項（所税令 180 条２項）の適用対象として、次の金額のいずれか低い金額に達するまでの金額は、上記の雑所得の金額の計算上、なかったものとみなされるとしている。この上限とされる金額は、①総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額又は②上記の雑所得の金額から回収不能額に相当する総収入金額がなかったものとした場合に計算される当該所得の金額を控除した残額のどちらかとされている(18)。このように解釈されるのは、損失の必要経費控除が所得税法上は家事費の必要経費不算入（所税 45 条１項１号）との関係から極めて限定されており、原則として、貸倒損失

認定については、「例えば、債務者について破産、強制和議、強制執行、整理、死亡、行方不明、債務超過、天災事故、経済事情の急変等の事実が発生したため回収の見込がない場合のほか、債務者についてこれらの事実が生じていない場合であっても、その資産状況等のいかんによっては、これに該当するものとして取り扱う弾力的運用が行われるべきと考える」と述べられている（今井ほか共編・前掲注(4)702 頁）。なお、回収不能の認定基準に関する裁判例及び文献の状況については、金子宏・前掲注(8)427～428 頁「＊＊貸倒損失」の項目を参照。

(15) 佐藤・前掲注(13)92～93 頁参照。

(16) 同通達の解説として、今井ほか共編・前掲注(4)69～70 頁参照。

(17) 今井ほか共編・前掲注(4)70 頁、佐藤・前掲注(13)93 頁参照。

(18) 国税庁質疑応答事例「事業に至らない規模の不動産貸付において未収家賃が回収不能となった場合」https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/27.htm（2025/9/4 確認）参照。

の必要経費控除が所税 51 条２項により事業の遂行上生じたものに限定され、業務に係るものについては、例外として、所税 64 条１項の特例が適用される場合にだけ必要経費算入が認められることとされているからである。

所税 51 条４項の適用対象とされたとしても、また所税 64 条１項の適用対象とされたとしても、業務規模の雑所得に係る売掛債権の貸倒れは、当該所得の金額を限度としてしか必要経費への算入が認められないという点では同じ結果となる。

しかしながら、所税 51 条４項の適用対象と解された場合には、当該未回収売掛債権の金額は「その損失の生じた日の属する年分の」当該所得の金額を限度として必要経費に算入されるのに対して、所税 64 条１項の適用対象と解された場合には、当該所得の確定申告書又は決定に係る年分の所得の金額につき回収不能となった事実その他これに準ずる政令で定める事実が生じたことにより、国税通則法 23 条１項各号所定の更正の請求の事由が生じたときに、当該事実が生じた日の翌日から２月以内に限り、更正の請求をすることができることとされている（所税 152 条、所税令 274 条）。すなわち、必要経費として控除できるタイミングと控除に係る手続が異なることになる点に留意しなければならない[19]。また、所税 64 条１項の適用対象とされる場合、雑所得の金額が黒字であることが前提とされるので、この金額が赤字の場合にはなかったものとみなされる金額も生じないので更正の請求をすることもできないという結果となる。

４　売掛債権回収の困難さ

事例においては、A は、回収不能が生じた年分の雑所得の金額の計算に当たり、B 社に対して使用料債権（売掛債権）300 万円の請求をネットを介して行ったことと、ネット運営会社から B 社の所在不明の連絡があり、同売掛債権が未回収の状況にあることは明らかになっているが、これだけで客観的に全額回収不能と認められるかどうかは疑問である。

前述した最判平成 16（2004）年 12 月 24 日によれば、売掛債権の貸倒れが認められるためには、①金銭債権の全額が回収不能であること及び②回収不能が客観的に明らかであることが必要であり、この判断に当たっては、Ⓐ債務者側の事情として、債務者の資産状況、支払能力等と、Ⓑ債権者側の事情として、債権回収に必要な労力、債権額と回収費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等とを社会通念にしたがって総合的に考慮すべきであるとされているところ、事例において A が B 社の連絡先をネット運営会社に問合せをしたという事実だけでは、B 社が債務を弁済できない状況にあるのかどうかが不明かつ不確定であるし、また A として債権回収のための直接的かつ具体的な行為は何ら行っていない（単に B 社の連絡先をネット運営会社に問い合わせただけにすぎない）ので債権全額の回収が不能かどうかも判断できず、かつ債権回収を強行することによる経営的損失も（債権回収を強行していないので）まだ発生していない。それゆえ、A の B 社に対する売掛債権額 300 万円の必要経費算入は、課税当局から否認されるおそれが高いと解されよう。

[19] 佐藤・前掲注(13)225～227 頁、増井良啓『租税法入門第３版』（有斐閣、2023 年）161～162 頁も参照。

とはいえ、現代におけるインターネットを介した電子的契約においては、債権者と債務者とが一切対面することなく、かつ当事者の本人確認や住所等による存否確認すら行われない状況が生じてきている。こうしたネット契約の特殊性を考慮すると、A の側にも斟酌できる事情はあるかもしれない。

ただし、前述した厳格な判例の解釈を前提とすると、A としては、課税当局が未収金の回収不能による必要経費算入を合理的と認めるに足る、未収金の回収行為を適正に行っておく必要があろう。

A のとるべき行為として考えられることは、まずは、B 社から詐欺被害にあったとして警察に被害届を出してみることであろう。ただし、いわゆる取り込み詐欺のような場合でない限り、代金未払のような債務不履行の場合には、民事紛争であるから警察は捜査を開始してくれないことが多い。そうすると、A が次に考えなければならなくなるのが法的措置である。

民事の法的措置としては、B 社の法人登記等を調べて実在することが分かれば、登記された住所に内容証明郵便により督促状を送付することから始め、それでも支払がなされない場合には簡易裁判所に支払督促の申立をすることであろう。「支払督促」は、簡易裁判所の書記官が相手方に支払を命じる略式の手続で、書面審査のみで行われ、裁判所に納める手数料が訴訟の半額で済むという利点がある。この支払督促を行っても相手方が債務の履行をせずかつ異議申立もしない場合には、申立人は、仮執行宣言の申立をし、裁判所による強制執行を求めることができる。

他方、本事例のようにネット取引の場合、B 社が実際には法人登記をしておらず、その存在自体が不明な場合もありうる。とはいえ、B 社はネットを介して「シロ麻呂とクロ助」物品の販売をしていたのであるから、どこかに B 社をかたった当事者がいるはずである。そのような場合には、裁判所による督促状の公示送達を行って、消滅時効を更新するとともに、著作権使用料の取立請求訴訟を提起し、相手方欠席による勝訴判決を得た上で、仮執行宣言の申立をし、裁判所による強制執行を求めることも考えられる。

このような強制執行の申立をしても、相手方が住所不明のため未収金の回収ができるかどうかは分からない。しかし、課税当局に債権全額の回収不能の事実が生じていると認めてもらえる事実、平易にいえば、債権者としてできるだけのことはやったが回収できなかったと認められるような事実を作出しておく必要があろう。

A がこうした行為をするに当たっては、一定の期間が必要となる。債権全額の回収不能が認められるであろう行為が完了するまでの間は、B 社に対する使用料債権額は未収金（売掛金）のままである。未収金については、いったん雑所得に係る総収入金額に算入した上で申告納税をし、後に回収不能と認められるべき事実が確定したときに、過年分の総収入金額に計上されている未収金はその計上した年分に遡及していなかったものとみなされる（所税 64 条 1 項）。そこで、当該事実確定の日の翌日から 2 月以内に国税通則法 23 条 1 項に基づく更正の請求をして（所税 152 条、所税令 274 条）、過大納付所得税額分について還付を求めることになろう。

他方、雑所得の総収入金額に算入されるべき未収金については、もし回収不能により損失が生じたとしても、当該損失額はなかったものとみなされるので（所税 64 条 1 項）、雑損失の繰越控除の対象とはならず、また損益通算の対象ともならないので（雑所得の金額の計算上生じた損失の金額は、所税 69 条 1 項の適用対象とはされていない）、給与所得の金額から控除することもできないことになろう。

Ⅴ　おわりに

本稿では、デジタル技術の能力を有する従業員が副業・兼業として独自のネットビジネスを立ち上げ、収入を得ている場合に、どのような課税問題が起こりうるかを考え、現行所得税法令等に基づく帰結を論じてきた。

そして、当該副業・兼業による収入が雑所得となるか、事業所得と判断されるかにより、納税義務の内容に相当な違いが生ずることを述べた。また、取引相手の匿名性が高いというネットビジネス固有の特色から、債務不履行が生じた場合に、未収金に係る執行の困難さや課税リスクが生ずることも明らかにした。

働き方が多様で柔軟になるということは、従業員にとって収入の方法と金額を増やすというメリットを持つ反面、自己の計算と危険において処理すべき責任と負担が生ずるというディメリットがあることに留意されるべきである。古い働き方では、従業員は勤務先から多くの拘束を受ける反面、様々なリスクから守られてもいた。これに対して、副業をしたり、フリーランスとして起業するなど新しい働き方をした場合には、自分でリスク管理をする必要があるのである。なお、現行所得税法令は、そうした古い働き方に基づいて構築されてきたのであるが、今後、働き方が大きく変わっていくときには、それに合わせて改正を検討する必要があるとも思われる。